

令和2年（2020年）

旭川市議会議案

第3回定例会

令和2年9月10日開会

令和2年 月 日閉会

令和元年度旭川市一般会計決算の認定について

令和元年度旭川市一般会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市動物園事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市育英事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市駅周辺開発事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市駅周辺開発事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和元年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市水道事業会計決算の認定について

令和元年度旭川市水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市下水道事業会計決算の認定について

令和元年度旭川市下水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市病院事業会計決算の認定について

令和元年度旭川市病院事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

2・3定

議案第 1 号

令和2年度旭川市一般会計補正予算について

令和2年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

2・3定

議案第 2 号

令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市景観条例及び旭川市屋外広告物条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市景観条例及び旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市景観条例及び旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例

(旭川市景観条例の一部改正)

第1条 旭川市景観条例（平成14年旭川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条中「景観づくり」を「景観づくり及び広告物（旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）第1条の2第2号に規定する広告物をいう。次条において同じ。）」に改める。

第25条第2号中「景観づくり」を「景観づくり及び広告物」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 旭川市屋外広告物条例第32条の規定により審議会に諮問することとされた事項

第26条第2項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 関係行政機関の職員

(3) 屋外広告関係業者

(旭川市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 審議会（第29条―第31条）」を「第5章 削除」に改める。

第13条第1項中「を表示し、又は掲出物件」を「の表示又は掲出物件の設置」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第29条から第31条まで 削除

第32条を第32条の2とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(景観審議会への諮問)

第32条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、旭川市景観条例（平成14年旭川市条例第26号）第24条に規定する旭川市景観審議会に諮り、その意見を聴くものとする。

- (1) 第4条第1項第9号若しくは第11号、第6条第2項、第9条第1項、第10条第1項、第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による指定をし、又は第9条第3項（第12条第3項又は第13条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第10条第5項の規定による指定の変更若しくは廃止をしようとするとき。
- (2) 第5条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は第7条第1項から第3項までに規定する基準を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 第5条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する許可の可否を決定しようとするとき。
- (4) 第6条第1項第2号又は第3号に規定する地域又は場所を定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- (5) 第9条第2項若しくは第12条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準を定め、又は第9条第3項（第12条第3項又は第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準の変更をしようとするとき。
- (6) 第10条第2項の規定による基本方針を定め、又は同条第5項の規定による基本方針の変更をしようとするとき。
- (7) 第11条第1項又は第3項の規定による広告物協定について認定し、又は広告物協定の変更について認定しようとするとき。
- (8) 第19条又は第20条第1項の規定に基づき、広告物又は掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じようとするとき。

附 則

この条例は、令和2年9月24日から施行する。

(説 明)

旭川市屋外広告物審議会を廃止し、及び旭川市景観審議会の所掌事項等に係る規定を整備する等のために、旭川市景観条例及び旭川市屋外広告物条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市民交通傷害保障条例を廃止する条例の制定について

旭川市民交通傷害保障条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市民交通傷害保障条例を廃止する条例

旭川市民交通傷害保障条例（昭和43年旭川市条例第19号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に生じた交通事故に係る保険金の請求及び支払その他の取扱いについては、なお従前の例による。

（説 明）

市民交通傷害保障制度を廃止するために、旭川市民交通傷害保障条例を廃止しようとするものである。

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「場合」を「場合又は保護者の疾病，疲労その他の身体上，精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第2項第2号の規定は令和元年6月14日から，改正後の条例第38条第4号の規定は令和2年4月1日から適用する。

（説 明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

旭川市公衆浴場法施行条例（平成12年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。
第5条の2第4項第1号イを次のように改める。

イ 次の(ア)から(オ)までに掲げる設備については、アの規定にかかわらず、当該設備の区分に応じ、当該(ア)から(オ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下この項において「連日使用型循環浴槽水」という。）を用いる浴槽並びに気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。以下この項において「気泡発生装置等」という。）は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(イ) 浴槽水のろ過装置、循環配管及び水位計配管は、1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(ウ) シャワーは、1週間に1回以上その内部の水が置き換わるように通水するとともに、そのシャワーヘッド及びホースの内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(エ) 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。

(オ) 貯湯槽及び調節箱は、1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

第5条の2第4項第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同項第9号中「を守るように努める」を「に適合するよう管理する」に改め、同項第12号中「気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（次号において「気泡発生装置等」という。）」を「気泡発生装置等」に改め、同項第13号中「土ぼこり」を「土ぼこり、

浴槽水等」に改め、同項第25号中「12歳」を「10歳」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、風紀上支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

第5条の2第4項中第25号を第27号とし、第15号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 浴槽からあふれ出た水を回収し、貯水する設備内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤等を使用して当該設備内の水を消毒すること。

(16) 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。

第5条の3及び第5条の4中「第24号」を「第26号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(説 明)

営業者が講ずべき措置の基準を改定するために、旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旭川市旅館業法施行条例（平成12年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号ウ中「気泡発生装置，シャワー設備」を「気泡発生装置」に，「設備（」を「設備（シャワーを除く。」に改め，同号に次のように加える。

エ 浴槽からあふれ出た水を回収し，貯水する設備内の水を浴槽水として再利用する場合は，塩素系薬剤等を使用して当該設備内の水を消毒すること。

オ 打たせ湯及びシャワーには，循環させている浴槽水を使用しないこと。

第5条の2第6号中「連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽，浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等」を「次のアからカまでに掲げる浴場の設備」に，「次」を「当該浴場の設備の区分に応じ，当該アからカまで」に改め，同号イ中「循環ろ過装置を」を「ろ過装置，循環配管及び水位計配管は，」に改め，同号ウ中「気泡発生装置等の」を「気泡発生装置等は，1週間に1回以上清掃し，及び消毒するとともに，その」に，「土ぼこり」を「土ぼこり，浴槽水等」に改め，同号ウを同号カとし，同号イの次に次のように加える。

ウ シャワーは，1週間に1回以上その内部の水が置き換わるように通水するとともに，そのシャワーヘッド及びホースの内部を1年に1回以上洗浄し，及び消毒すること。

エ 集毛器は，毎日清掃し，及び消毒すること。

オ 貯湯槽及び調節箱は，1年に1回以上清掃し，及び消毒すること。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(説 明)

旅館業の施設について講ずべき措置の基準を改定するために、旭川市旅館業法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市雪対策審議会条例の制定について

旭川市雪対策審議会条例を次のように定める。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市雪対策審議会条例

(設置)

第1条 本市の雪対策の推進に関する基本的な計画その他重要な事項について調査審議するため、旭川市雪対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市長が適当と認めた者
- (4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたものの

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市雪対策審議会を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | | |
|---------------|--------------------------------------|----|
| 1 車両の種類及び数量 | 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） | 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 60,830,000円 | |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市永山2条14丁目1番21号
北海道日野自動車株式会社旭川支店 | |

（説 明）

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | |
|---------------|--|
| 1 車両の種類及び数量 | 小型動力ポンプ付積載車 2台 |
| 2 買 収 価 格 | 21,956,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市大雪通6丁目499番地の1
旭川トヨペット株式会社アクセル大雪店 |

(説 明)

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | | |
|---|-------------|--------------------------------|
| 1 | 車両の種類及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 2 | 買 収 価 格 | 19,734,000円 |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 旭川市神居4条1丁目1番37号
旭川日産自動車株式会社 |

(説 明)

大規模災害時の救急医療等に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次のオンライン学習用モバイルWi-Fiルータを買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | | | | | | | |
|---|---|---|--------|---|-------------|---|-------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 4,400台 | | | | |
| 2 | 買 | 収 | 価 | 格 | 37,945,600円 | | |
| 3 | 契 | 約 | の | 相 | 手 | 方 | 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号
株式会社サイトー |

(説 明)

小中学校における学習活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次のGIGAスクール用タブレット端末（キャッシュサーバーを含む。）を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

1 数	量	21,467組
2 買 収 価 格		1,000,606,090円
3 契 約 の 相 手 方		旭川市台場1条1丁目1番8号 大丸株式会社道北支店

（説 明）

小中学校における学習活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次のGIGAスクール用タブレット端末を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | | | | | | | |
|---|---|---|------|---|-------------|---|-------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 542組 | | | | |
| 2 | 買 | 収 | 価 | 格 | 23,669,140円 | | |
| 3 | 契 | 約 | の | 相 | 手 | 方 | 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号
株式会社サイトー |

(説 明)

小中学校における学習活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次のGIGAスクール用タブレット端末を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | | |
|---------------|---|-------------------------------|
| 1 数 | 量 | 522組 |
| 2 買 収 価 格 | | 22,795,740円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | | 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号
株式会社サイトー |

(説 明)

小中学校における学習活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次のGIGAスクール用タブレット端末を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | | | | | | | |
|---|---|---|------|---|-------------|---|-------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 517組 | | | | |
| 2 | 買 | 収 | 価 | 格 | 22,577,390円 | | |
| 3 | 契 | 約 | の | 相 | 手 | 方 | 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号
株式会社サイトー |

(説 明)

小中学校における学習活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次のGIGAスクール用タブレット端末を買収する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

- | | | | | | | | |
|---|---|---|------|---|-------------|---|-------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 493組 | | | | |
| 2 | 買 | 収 | 価 | 格 | 21,529,310円 | | |
| 3 | 契 | 約 | の | 相 | 手 | 方 | 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号
株式会社サイトー |

(説 明)

小中学校における学習活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の処分について

次の旭川空港運営事業等物品を売却する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

1	物品の種類及び数量	連続式摩擦係数測定車	2台
		その他管理運営業務用物品	1式
		スノースーパー	8台
		空港用ロータリ除雪車	3台
		空港用ホイールローダ	3台
		除雪グレーダ	2台
		空港用除雪専用トラック	4台
		その他土木維持管理業務用物品	1式
		医療資器材搬送車	1台
		医療資器材搬送車トレーラー	1台
		空港用給水車	1台
		空港用化学消防車	2台
		空気膨張式テント	3張
		その他警備・消防業務用物品	1式
		航空灯火維持管理業務用物品	1式
2	売却価格	159,500,000円	
3	契約の相手方	千歳市美々987番地22 北海道エアポート株式会社	

(説 明)

空港運営事業を承継するために、売却しようとするものである。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	8.1 (25.0)	90.7 (350.0)

備考

- 1 「実質赤字比率」欄の「—」は、実質赤字額がないため実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 2 「連結実質赤字比率」欄の「—」は、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 3 ()内の数値は、旭川市の早期健全化基準を示す。

令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和2年9月10日提出

旭川市長 西川 将人

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
駅周辺開発事業特別会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	9.6

備考 「資金不足比率」欄の「—」は、資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことを示す。

